

税務講座(46)

平成19年度税制改正の農業法人への影響

森税務会計事務所所長
全国農業経営コンサルタント協議会専務理事・事務局長
税理士 行政書士
森 剛一

与党(自由民主党、公明党)の平成19年度税制改正大綱が平成18年12月14日に決定されました。19年度の税制改正で農業法人にとって影響の大きい事項は、農用地利用集積準備金制度が適用期限の到来をもって廃止され、これに代わって農業経営基盤強化準備金制度が創設されたことです。

農業経営基盤強化準備金制度の創設

青色申告をする認定農業者の法人が、交付を受けた品目横断的経営安定対策交付金等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額について、損金算入されます。積立での対象となる交付金は、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策(新産地づくり交付金等)、農地・水・環境保全向上対策(報道によるとその一部)です。

また、農業経営基盤強化準備金を有する法人が、農用地又は農業用の一定の機械その他の減価償却資産(以下「農用地等」という)の取得等をして農業の用に供した場合は、農業経営基盤強化準備金を取り崩してその農用地等について圧縮記帳をすることができます。農業経営基盤強化準備金は、積立事業年度から5年経過した事業年度(6年目)に取り崩して益金算入することになります。

なお、転作助成金(産地づくり交付金等)の一時所得扱い(個人農業者)や圧縮記帳(法人)を認めてきた「米の臨特法」について平成18年度分は例年通り措置され、平成19年2月の通常国会で成立する見込みです。ただし、農業経営基盤強化準備金制度が創設され、準備金の積立てや圧縮記帳の対象となる交付金に転作助成金も加えられたことに伴い、19年度分以降の「米の臨特法」は措置されないこととなります。転作

助成金については、米の臨特法に代わって農業経営基盤強化準備金が措置されたこととなりますが、これまで品目別のゲタ(大豆交付金、麦作経営安定資金等)やナラシ(担い手経営安定対策等)については税法上の特例措置がなかったため、今回、新たに特例措置が設けられることとなります。

農業経営基盤強化準備金制度は2年間の時限措置です。平成19年度4月1日以後に開始する事業年度から適用され、期限延長がない場合は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度は適用されないこととなります。農業経営基盤強化準備金制度による準備金の積立てや圧縮記帳は、青色申告をする認定農業者の個人にも適用されます。また、任意組織の集落営農組織についても適用する方向で検討している模様ですが、与党税制改正大綱にはその点は触れられておらず、詳細は未定です。

農用地利用集積準備金等の廃止

農用地利用集積準備金の廃止により、平成19年4月1日以後に開始する事業年度については、特定農業法人に農業に係る収入金額の9%相当額の損金算入を認めてきた農用地利用集積準備金を新たに積み立てることができなくなります。ただし、取崩による益金算入については、積立から5年後となるよう経過措置が設けられる見込みです。

特定農業法人にとって、農用地利用集積準備金の廃止されることの影響は大きいものですが、制度廃止の対策の一つとして、たとえば、3月決算の特定農業法人が、決算期を2月に変更すれば、19年産農産物の農業に係る収入金額についても農用地利用集積準備金を積み立てることができます。

なお、農用地利用集積準備金だけでなく併せて、農業経営改善計画を実施する者(認定農業者)の機械等の割増償却制度が適用期限の到来を持って廃止されます。

同族会社に関する規定の変更と事業承継関連税制の充実

平成18年度税制改正によって創設され、農業法人にも大きな影響を与えている特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用基準が緩和されることになりました。平成19年4月1日以後開始事業年度から、適用除外基準である基準所得金額が1,600万円(現行800万円)に引き上げられます。この改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

また、特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から、中小企業(資本金1億円以下)が除外されます。

さらに、贈与による中小企業の事業承継を円滑化する観点から、相続時精算課税制度の特例が設けられました。相続時精算課税制度において、取引相場のない株式等を贈与した場合、贈与者の年齢要件を60歳(現行65歳)に引き下げるとともに、非課税枠(2,500万円)を500万円上乘せする特例が設けられます。また、取引相場のない種類株式について、中小企業の事業承継における活用を図る観点から、相続税等における評価が明確化されます。

減価償却制度の変更その他の改正

減価償却制度では、新規取得資産について法定耐用年数内に取得価額全額を償却できるような制度が見直されます。与党税制改正大綱には「償却可能限度額(95%)を撤廃し、残存価額(10%)を廃止する」と記載されていますが、残存価額が10%でない生物についても取得価額全額を償却できるようになる旨、報道されています。このため、搾乳牛(残存割合20%)や繁殖牛(残存割合50%)、種豚・母豚(残存割合30%)についても、取得価額全額を償却できるようになれば、畜産・酪農経営の農業法人にとっても損金算入額が増えて税務上、有利になります。

また特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国

内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限が2年延長されます。

法人協会ニュース

「地産地消国際シンポジウム」に参加しませんか？

地産地消は全国各地で多くの、幅広い取組が行われるようになってきました。このような取組は諸外国においても様々な形態で展開されており、いまや世界的な潮流になっています。

「地産地消国際シンポジウム」では諸外国において食と農を図る取組を行っている関係者を招き、日本の地産地消のありかたを討議するため開催されます。是非ご参加ください！

開催日：1月11日(木) 9:30~16:20

場所：オリンピック記念青少年総合センター
(東京都渋谷区代々木)

開催テーマ：豊かな食文化の再発見

～地産地消の新たな展開を求めて～

主な内容：

・アメリカにおける「地域支援型農業」について
・イタリアを拠点とする「スローフード」運動
・韓国の「身土不二」運動、「農村を愛する」運動
・パネルディスカッションなど

参加料：無料

参加方法：下記事務局まで直接お問い合わせいただくか、下記HPにてお申し込み下さい。

・社 国際農業者交流協会

TEL 03-5703-0253

e-mailsymposium@jaec.org

URL <http://www.jaec.org>

欧州農業法人調査のご案内

先週もご案内いたしました。この度、長期ビジョン策定の参考に供するため、下記の要領で欧州の農業法人の実態を調査する視察団を募集しております。ご関心のある会員各位はご参加ください。

(詳細並びに申込み用紙は本協会ホームページの会員限定ページに掲載いたします。ふるってご参加願います。)

アグリビジネス経営塾 第321号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366

MAIL: jku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。